

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成 2 1 年 5 月 1 1 日（月）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成 2 1 年 5 月 1 1 日		開 会
		午後 1 時 0 0 分
		閉 会
		午後 4 時 0 3 分
出席者	委 員	加 藤 明 徳 古 内 明 森 繁 之 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 中 村 昌 治 小 池 義 和 大 沢 洋 子 ○岸 浪 孝 志 藤 井 克 彦
	議 員	議長 稲 垣 稔 副議長 大 上 和 夫
欠席者	な し	
説明 の た め の 出 席 者	な し	
事務局 職 員	今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班主幹 中村同課調査班担当課長 田中庶務課長	

協 議 事 項	会派構成について 地方自治法の改正に伴う協議等の場について 議場への国旗・市旗の掲揚について その他
傍 聴 者	なし
署 名	委員長 岸 浪 孝 志

午後1時00分 開会

○岸浪委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は11名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 異議ないので、これを許可する。

なお、議長は公務のため、途中で退席するので申し添えておく。

これより審査に入る。

—————◇○◇—————

会派構成について

○岸浪委員長 会派構成についてを議題とする。

事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 会派構成について説明する。

民主クラブの池谷議員が5月1日付で無所属クラブに移った関係である。資料1をごらんいただきたい。本年5月1日現在の各会派構成員を示している。

資料2、池谷議員が無所属クラブに移ったことの影響だが、政令指定都市に関する特別委員会は、民主クラブの委員数が3から2に変更になり、市民連合が1から2に増員という按分になる。

資料3は附属機関と各協議会の関係だが、上段の附属機関については、議会選出委員数の小計16人の委員を選出することになっており、今回の池谷議員の異動と、1月1日に創史会が新たに会派を結成したという要素を含んだものになっている。新政クラブが6から5、民主クラブは2に変わるが、公明党と民主クラブのどちらかから1名の委員の選出ということで、プラス1名である。無所属クラブ、市民連合、共産党は変わりなくて、創史会の会派結成により、1配分という状況である。現在の議員数で表記している関係で、ちょっと見づらい部分もあるが、創史会については、1月の時点では、特に委員の選出を希望しないという確認ができています。

下段は、合計欄にあるように、新政クラブから創史会、おのこのよ

うな委員の配分になるが、無所属クラブの3から2については、池谷議員が公共交通整備促進協議会の理事になっている関係で、池谷議員の分も入れて3ということで、本来、按分でいくと2に変わる。人数がふえて3から2に減っているという変な表記の仕方をしているが、そういう理由である。委員の変更に伴う選出をどうするか、後ほど協議してもらいたい。

現在の議席番号は資料4のようにになっているが、民主クラブの池谷議員が無所属クラブへ異動したことに伴う議席をどうするか、協議をお願いしたい。

○岸浪委員長 質疑、発言があったらお願いするが、資料1から順次確認したいと思う。

無所属クラブ。

○東條委員 無所属クラブの人数が増になったことにより、議席等、異動が生じてしまい、迷惑をかけることがあると思うが、よろしくお願いします。

○岸浪委員長 まず、資料1の確認はいいか。――

資料2は政令市にかかわる部分で、人数の按分の変更になる。この関係についていかがか。

市民連合。

○森委員 今回、按分の人数でいくと我が会派が1名増ということだが、臨時議会まであと何日もないので、私どもとしては、増員1名は辞退して、できれば、残りの任期をやってもらえればと思っている。

○岸浪委員長 市民連合から辞退するという発言があったが、臨時議会が控えているので、その間、多分、政令指定都市に関する特別委員会にかかわる会議等はない。辞退の申し入れについて、いいか。

共産党。

○藤井委員 細かいことを言うと、特別委員会委員の任期は4年だから、その辺の整理の仕方というか、言い方というか、どういうふうになるのか。もし、臨時議会で特別委員会の異動があるのだとすれば、その中でと。

○岸浪委員長 市民連合の話は、2は2としてもらうが、次の臨時議会までに暇がないので、人数をプラスしなくてもいいという辞退の内容で

ある。

市民連合。

○森委員 辞退というよりは、あと何日もないので、新年度の委員を新たに変更するようであれば、そこで再度、整理をしたいという意味で、人数の割り当てについては、その時点で、また改めて、お願いしたい。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 市民連合の2は2であって、個々の委員の名前は臨時会までに決めるという話か。

○森委員 はい。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 たしか閉会中は、議長が指名すれば、例えば、きょう5月11日から、だれだれが政令指定都市に関する特別委員会委員とできるが、そうしないで、臨時議会からスタートしたいということか。

○岸浪委員長 私はそう理解したが、市民連合、そういうことか。

○森委員 そうである。

○岸浪委員長 そういう整理でいいか。

○中村委員 民主クラブの対応は。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○小池委員 うちは既存の按分のとおり受け入れる。

○岸浪委員長 続いて、資料3も人数変更があるが、いかがか。

共産党。

○藤井委員 細かいことだが、資料3の下の協議会の表で、無所属クラブの3から2の矢印についての説明があって、これは按分としては2だが、具体的な人物ということで3になっているという意味だとすれば、民主クラブの3についても、そういう記述がなければおかしいのではないか。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 下段の表の民主クラブは3になっているが、実質的には、従前、民主クラブは4名いた。選出枠としては3ということで、5月1日現在の選出委員数を表記するのが一番わかりやすいと思うが、それで整理してしまうと、変更の部分が表記できないということもあって、ちょっとわかりにくくて大変恐縮だが、このような表記をした。

○岸浪委員長 実質は4から3になるということである。非常にわかりづらいが、5月の臨時議会に向けて、これは仮定の話が入っているので、最終版で、もう一度、各会派の割り振り人数をきちんと出してもらうことにしたいと思う。いいか。――

次に、議席の関係である。

該当する会派から何か発言があったらお願いしたい。

無所属クラブ。

○東條委員 勝手に言わせてもらえれば、山下議員がまた移動して申しわけないが、2、3、4を無所属クラブで枠としてもらえればと思う。個々の議員の議席については、野元議員、栗原議員が山下議員の方へ一つずつ移動して、2番に池谷議員が入るということで会派内では調整が済んでいる。もちろん皆さんの意見をもらわなければいけないが、そんな形でお願いできればありがたい。

○岸浪委員長 とりあえず、会派をまたがる部分、民主クラブ、いかがか。

○小池委員 会派で協議して、山下議員は池谷議員が今いるところに移動しても差し支えないということで、縦二列で8人でいい。

○岸浪委員長 4、6、山下議員と池谷議員が入れかわるということで確認させてもらう。

無所属クラブの中の扱いはどうするか。

新政クラブ。

○中村委員 枠の中はそれぞれの会派で決めているので、無所属クラブが2、3、4、15、16、17の中で、経費のかからないように上手にやってもらえればいいと思う。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 内部では、2、3、4、15、16、17という話になって、もし議運の了解が得られれば、その後、議席はそういうふうに要望してほしいという話になっている。費用の面も含めてということをもう1回持ち帰るのは構わないが、ここで私がコメントするわけにいかない。

○岸浪委員長 事務局サイドで、いつまでに結論を出せばいいとか、日程的に何かあるか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 5月臨時会が5月20日に予定されているので、少なくとも1週間前ぐらいに結果をもらえれば、その後の作業に入るように考えていたが、今の話を伺うと、無所属クラブは3人の移動、民主クラブが1人。例えば、入れかえの移動で2人だったら1週間ぐらいあれば十分という内々の確認がとれているが、4人になったから、その倍は必要ということはないと思う。最終的に確認しなければいけないが、おおむね1週間程度あれば可能かと考えている。

○岸浪委員長 次回の議運は13日で、そこまでに結論をと思うので、議運の内容を会派に持ち帰って、また、その結果を報告してもらいたい。

全体を通じていかがか。――

新政クラブ。

○中村委員 資料3の附属機関委員についても、20日の臨時会に向けて、会派内で調整すればいいと考えていいのか。

○岸浪委員長 改めて13日に確定した数字を出すので、その中で検討してもらおう。

○中村委員 わかった。

—————◇○◇—————

地方自治法の改正に伴う協議等の場について

○岸浪委員長 地方自治法の改正に伴う協議等の場についてを議題とする。

前回いろいろ議論したが、類似都市についての調査が宿題となっているが、きょうの進め方としては、全協と部会2つあるが、まず、全協について、皆さんから意見をもらった後、部会ということで、宿題の資料5について、後ほど事務局から説明する、こんな進め方にしたいと思う。

全協だが、前回持ち帰っている部分、目的の関係だが、検討結果について報告をお願いしたい。

市政に関するという頭文字の考え方、協議と評議の考え方、最終的に規定化されれば傍聴をどこに表記するか、その辺について、まず、報告してもらいたい。いかがか。

新政クラブ。

○中村委員 前は、市政に関し、重要な案件について評議ということと話をしているが、評議という言葉については、こだわるものではないと前回も話している。一般的には協議という方がわかりやすい部分もあるので、市政に関し、重要な案件について協議という形でお願いしたい。

そして、傍聴は委員会に準ずるという部分を慣例として定めていくことがいいと思っている。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○小池委員 うちも前回と同様、市政に関する重要な案件についての協議という形で変わらない。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 私どもの会派は、評議と協議というのがあったが、前回も一番わかりやすい部分と言ったと思うが、その部分では評議でもいいと思う。考え方としては、新政クラブ、民主クラブと同様である。傍聴に関しても、同じような形の取り扱いでいいと考えている。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 できれば、市政以外のものも含めて協議ができる場というふうに位置づけたい。

○岸浪委員長 市民連合。

○森委員 私どもは、市政に関しての重要な案件について協議をするということで、そのほかは新政クラブ、公明党、民主クラブと同じである。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 やはり広くとっておくという意味で、重要案件についての協議という横須賀のような表現でいいのではないかということと、傍聴も、慣例という方法もいいと思うが、規則等、よりはっきり明文化できるのであれば、それにこしたことはないのではないかと考えている。

○岸浪委員長 創史会。

○古内委員 市政にかかわる重要案件について、議員間の協議の場ということで、前回と同じである。

○岸浪委員長 前回意見をもらった内容と、ほぼ変化がないという話だった。市政に関するという頭の言葉を入れるか入れないかというところ

で、今の報告を聞いて、皆さんから何か意見をもらえればと思うが、いかがか。

無所属クラブ。

○東條委員 これは前回も議論になっていたので、何回も同じことを繰り返してもどうかと思うが、限定する必要があるのかどうかという部分、市政に関しということを入れるか入れないかという問題だと思う。実際に、市政に関しということを入れると、市政に関するもの以外は協議できないが、入っていなければ、何かがあったときに全協を開いて協議することが可能ということ、私どもは、限定的な項目を入れることについてはなるべく控えるべきではないかと考えて、入れない方向で検討してきた。

○岸浪委員長 今、理由を披露してもらったが、それを踏まえていかがか。

共産党と無所属クラブの2会派と残りの5会派で意見が分かれているが、全協の目的というか、どういう場合に全協が開催されるかということをイメージしながら、目的のところに入っていると思うが、今まで全協を開催してきた経緯の中では、市政に関するものがほとんどだが、選挙後、第1回目のときは、行政が入らないで議員だけで開いて、以後のことについて確認したという記憶しかないが、そんなことを踏まえながら、いかがか。行政側が参加する全協という取り扱いと、議員だけでやる会議体というか、その辺、一つ仕掛けをつくるかつくらないかも含めて、何かしておかないと、今、無所属クラブから出た意見のようなときに、では、どうするのかと。全協でも、理事者を入れないで、傍聴も許可しないで、今のこの目的にしても開催はできる。類似都市の場合も、市政に関するという部分が入っていたりいなかったり、ばらばらである。本市議会として、どういう文言整理をしていくか。

新政クラブ。

○中村委員 何か事があったときは、議運でいろいろ調整しているはずである。そういった部分から考えると、基本的には、やはり市政に関するということを入れてつくっておいて、何かあったときに、もし必要であれば、そのときに議運を開いて、その中で決めればよいと思うが、いかがか。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 今の新政クラブの流れでいったときに、特に限定しなければ、議運で必要だと判断すれば全員協議会で扱えるということだから、ここで限定してしまうと、全協でない別な場を新たに用意しようという話になっていってしまう。それよりも、やはり、全協ということで含みを残しておいた方が合理的ではないか。市政に関する協議というのは、当然、重要案件ということで含まれるから、無所属クラブが何回か言ったように、なぜ、その他の部分をはっきりと締め出してしまうのかが、幾ら話を聞いても理解できないのは私も同じである。全協以外の議員同士が集まる場をどうやってつくるのかみたいな話をする方がいいということなのか、いいならば、なぜそうなのかがわからない。

○岸浪委員長 多分、皆さん検討した中で、理事者が入っているのはほとんど市政に関する情報だからいいが、そうでないとなると、議員だけで集まる会議、そこに傍聴が入る入らない、その辺のところを確認しておかないと、全協だから傍聴があるという話になってしまうと、いけないという部分も一つはあると察したが、その辺の取り扱いをイメージしながら、何か意見があったらお願いしたい。

無所属クラブ。

○東條委員 傍聴との関連だが、基本的には、確定していないことがひとり歩きしてしまったりすることも含めて、傍聴者の方々から、きちっとした形でないところで情報が伝わってしまうことに対しての懸念みたいなものではないかと、委員長の意見はそんなふうにとれたが、ごく基本のところでは、議運で議論しようが、全協で議論しようが、同じではないかと思う。例えば、会派の中で打ち合わせをするのは、そこからはどういう意見があったのかというのは確かに出てこないが、全協のときに一人一人が議論を闘わせる中で出てきた意見そのものが、そのまま外に伝わってしまうことに対しての懸念と思ったが、そうでないとすれば傍聴するのはオーケー。基本的には、それが決まっているかいらないかということも含めて、そのところは会議の中できちっと話してあればいいことで、それが誤解してとられても、傍聴だから、どういうふうにとらえているかはわからないので、そこまで懸念すると、傍聴の問題をもうちょっとしつかり、どう

いうふうにしたらいいかみみたいな話になってしまうので、私は、ごく基本のところ、傍聴できるという大前提の中で考えていくべきだと思う。そのところで、その後の情報の伝達、波及の仕方を考えてしまうと、非常に難しいことが起こってくる可能性もあるかもしれない。すべての会議を傍聴できるようになれば、いろいろなことをいろいろな形で会議の場で議論が闘わせられていることを傍聴者が知ること、必ずしも決定したものを会議でやっているのではないということがわかるから、広く傍聴を認めることによって、市民も議会に対する理解が深まっていくのではないかなと思う。

○岸浪委員長 先ほどいろいろ報告してもらった中で、市政等に関するという5会派は、傍聴を明文化する、慣例にするという意見がセットとしてあるから、その部分は無所属クラブの意見と全く同じだと思う。ただ、理事者を入れない市政に関する以外の全協を開催するような事態が生じた場合にどうするかが議論になっている。規則に残すような形で明文化してしまうと、外に出てくる。それで来たら、傍聴は認めないという話になると、市民とそごが生じたりする。そこは避けておかなければいけないと考えて報告したと思う。ちょっと悩ましいところがあるが、表現的には、例えば、市政に関するところの市政等とか、今の議論を大事にしながら、そういう言葉での整理はできないことではないと思う。ただ、今までよりも一歩踏み込んで全協に入っていくので、大事なことから、時間をかけて議論してもらえればと思う。

今の議論を大事にしながら、市政に関すること以外にも全協が開催されるという形の中で、そのときの議長の判断もあるが、市政等という言葉を追加しながら、目的の中に入れ込んでいくことにした場合、どんなことが想定されるか、私もちょっとわからない部分があるが、言葉的には少し広げておくということで。

一ついいか。傍聴の関係は、規則に定めた場合、議長は、通常の委員会と同じように、全協開催前に傍聴の取り扱いを諮る形になるのか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 傍聴の定め方によっても違って、全面公開ということになれば傍聴できるというふうにすることもできるし、今の委員会

と同じように、制限公開で、議長の許可を得た者が傍聴できるという定め方をするというのであれば、全協の場合、冒頭に議長の許可を得ることが必要になってくる。

○岸浪委員長　　今までの皆さんの議論を聞いていくと、傍聴は制限許可するということと、市政に関するに市政等に関する「等」を入れ込む、この2つで目的の中に表現していくということだと思うが、いかがか。

それでは、文言については、市政等に関して……。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長　　今の話を伺っていると、市政等に関する重要案件の協議ということである。

○岸浪委員長　　目的の中でこういう表現をして、傍聴は制限公開とする。最終的には規則の中に全協の取り扱いを盛り込んでいくわけだが、150条になると聞いている。これについては、次回、事務局にきちんとした文言整理をしてもらって、もう一度諮る形にしたいと思うが、いいか。

新政クラブ。

○中村委員　　次回というのはいつを指しているのか。

○岸浪委員長　　休憩する。

午後1時45分　休憩

午後1時50分　開議

○岸浪委員長　　再開する。

全協については、規則について、きょうじゅうに体裁と文言を確認してもらう。それにかかわる詳細については、新体制に引き継ぐ形にしたいと思うが、いいか。

公明党。

○加藤委員　　先ほど委員長が等ということを書いて、今、問題の整理があつて、基本的に、その部分だけでカバーできないような課題があれば、事務局にきちっとまとめてもらって、まだ、その部分があるというのは指摘してもらえればと思うが、市政に関する重要なということ以外に何があるのかとずっと考えて、思い浮かばなかったが、そういう場合はどうな

のか。話を戻して申しわけないが、事務局長から全協とは何ぞやという話があった中での位置づけ方をベースに議論していたから、そういう形で冒頭に会派の考え方も示したが、その上で、例えば今後、市政に関する以外で議員だけで協議する案件が提起された段階での処理の仕方は、まず、議運で整理するということでもいいのか。

○岸浪委員長 会議体で考えれば、議会運営にかかわるものであれば議運、今、ほかに持っているのは代表者会議で、代表者会議で処理するときに、これは全協にかけた方がいいという結論が得られれば代表者会議で、2つの会議体があると思う。どういうふうな形でそれ以外の部分があるかは、私の数少ない経験の中では、当選直後の議員総会以外に余り例はない。ごくまれなケースかもしれない。今の公明党の発言に、何か補足説明があるか。

議会事務局長。

○今田議会事務局長 選挙直後の会は全員協議会ではなくて議員総会と呼んでおり、1回しかやっていない。他市においては、数回、議員総会を持っているところもあるやに聞いているが、その辺と全員協議会との性格づけの違いは丹念に調査している段階ではないが、その辺の使い分けをしているところはある。そして、市政に関すること以外に何があるのかという話では、例えば、国政レベルの話とかが単純に思い浮かぶ。等という言葉にはかなり幅広いところが含まれるのだろうが、市政という文言が頭につく以上は、余りそこから飛び跳ねるような意味での等ではないだろうと、通常、法文などを解釈する際に当たっても、等だから何でもいいだろうとはいかないと思っているが、その辺の解釈次第では広げることもできないこともないというところでは、市政という文言を取り払ったのと同様の効果が生まれるのかもしれないが、その等に何が含まれるのかというあたりについては、逆に言うと、皆さんでおおよその範囲を定めていくというか、ある意味、経験を積みながら、こんなところが限界かというところを見きわめていってもらい、今伺っていて、そういう方向性かと思った。

○岸浪委員長 一つ訂正する。選挙直後は議員総会ということで、全協の招集権者は議長で、議長はそのときはいないので、開かれない。

では、後ほど、150条のところだけ、事務局から示してもらおう。

部会に移る。部会については、前回、共産党から資料を求められているので、事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 資料5をごらんいただきたい。政令市における開会中の常任委員会の運営について調査した。調査期間が比較的短い中、連休もあったので、相手から十分な内容を聞き取ることがなかなかできなかったが、政令市18市中、回答のあった市は17市である。

1つ目として、当局から報告、説明があるかということで、これは常任委員会で行っているということだが、「ある」と答えたのが14市、「全くない」というのが3市あった。

2つ目、報告の内容、説明の内容はどんなものがあるかというお尋ねをしたところ、所管事務調査の報告をしているが8市、議決を必要としない重要施策、計画等の説明を受けているが5市、次期定例会以降の議決を必要とする案件の説明はどうかというお尋ねをしたところ、そういう市はなく、委員会の中ではやっていないという答えだった。それから、不祥事とか事件、事故の報告について報告を受けている市が9市あった。

それから、自治法上でいう所管事務調査の実施を行っているかいないかというお尋ねをしたところ、11市が所管事務調査を行っている、6市が行っていないという結果だった。大変期間が短い中、政令市全市に答えをもらえるように電話連絡で行った。十分な調査内容にはなっていないと思うが、このような結果になっているので報告する。

○岸浪委員長 この議論は、部会を会議規則に定めるか否かということから始まって、常任委員会と連動している部会のあり方まで間口が広がってきた経緯の中で、他都市の調査依頼ということになったので、それを踏まえて意見をもらいたい。

共産党。

○藤井委員 前回の資料は政令市と中核市と両方で、今回は政令市だけだが、中核市は数が多いから省いたということか。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 実を言うと、調査の期間が限定されており、連休前に調査をかけた。現在、政令市は18市あって、電話で30分から1

時間程度の調査内容になったと考えているが、そのぐらいだったら可能かと。中核市は四十数市あるので、そこを全部聞き取るのはなかなか大変ということがあり、政令市１８市にさせてもらった。

○岸浪委員長 いいか。

○藤井委員 事情としてはわかったが、中核市もあった方がいい。

○岸浪委員長 報告を踏まえて、いかがか。
共産党。

○藤井委員 今回の結果で、いろいろな重要施策や計画の説明とか、今、相模原では部会でやっている中身が、常任委員会の公式の会議の中で行われていることが確認されたということと言うと、これまでの相模原市の部会というものを今後どういうふうに位置づけていくのかという議論の中で、私どもは、あえて部会という別な形をとらなくても、常任委員会の公式の場でやればいいではないか、部会という形態にこだわる必要はないのではないかと、この調査結果を踏まえて、改めて、その意を強くする。

○岸浪委員長 前回も議論があったかもしれないが、今回お願いしたのは開会中ということだったが、閉会中、委員会の開催というのは、逆に言えば、制限されてしまう。全くできないというわけではなくて、議長にその都度、第９３条の手續にのっとってやらなくてはいけない部分もあるから、一方では、その辺のことも考えておく必要があるのではないかと思う。

共産党。

○藤井委員 今、委員長の言ったことと言うと、今回の調査結果の例は、本会議での議決をした上でやっているとか、手続的なことではどうだったのか。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 開会中の委員会の内容はどうかということをお伺いした結果である。閉会中、どういう内容で委員会を開いているのかという細かい話は聞いていない。ただ、ついでに聞いた中では、何らかの形、手続をもって、当然、閉会中も所管事項事務調査はできるという規定があるので、そういった手続にのっとってやっているという市も何市かあったようには記憶している。

○岸浪委員長 今までの議論の中で、部会のあり方というか、部会を単純に規則に明文化する、位置づけるというところから、常任委員会全体の運営というふうに、今、両面で議論していて、非常に難しい議論に入っているが、ほかの市においても、特に政令市の場合、長い歴史の中でうまくいこと考えられている部分があるし、逆に、本市のように部会という制度でうまく活用しているところがあったりなかったりという部分が見え隠れしてきたと感じている。今回、部会のあり方を契機に、いろいろな議論ができたと思っているが、それも踏まえて、何か意見、発言があったら願います。

今の問題提起は非常に重要と受けとめているが、これからの常任委員会のあり方みたいなところまで話が行き着くと思っている。いいきっかけなので議論していきたい。

無所属クラブ。

○東條委員 私も常任委員会と部会を分けてやっているのはもちろん認識しているが、あり方そのものについては、なぜ分けているのかと思った時期もあって、常任委員会そのもののあり方が、きちっと自分の中で整理されて、認識しているのかと、今、委員長の発言を聞いていて、もう1回きちっと整理していかないと、部会だけを取り出しての話になっているが、つながっているものもあると思う。そのところを、もう少し明確な認識を持つというか、自分自身があやふやなところがあると感じたので、そういう意味では、もうちょっと整理しないと、部会のあり方だけを取り出して、どうするかとなるかと心配している。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 言わんとしていることは、よく理解できた。前回の説明でも、小さいことは部会、大きいことは全協とあったが、今、委員長からの投げかけもあって、今回の開会中の調査、では、閉会中はどうするのか。今、無所属クラブが言ったように、部会と常任委員会と必ず連動してくる部分もあると思う。切り離して考えるのであれば、従前の部会をどうするかだけで議論して、常任委員会のあり方については、よりよい常任委員会の持ち方、進め方、議論が充実できるというものは、また改めて考えなくては行けないが、ここで部会と連動する、もし一緒くたにして議論すると

なると、ちょっと整理する時間が必要なのかなと。委員長から閉会中のことも話として出たので、よりいいものにできるような考え方は、議論を進める中で検討していてもいいと思う。そういう意味では、部会と委員会を切り離してというのであれば簡単かもしれないが、そうもいかないという感じがする。

○岸浪委員長 ほかに。
新政クラブ。

○中村委員 皆さんから話が出ているように、常任委員会のあり方との関連が出てくると、政令市に電話で問い合わせた情報で、今この場でというのは、なかなか難しいと感じる。

もう一つ、相模原独自の部会というものが存在してきている、これは何か経緯があったのだらうと思うが、その辺の経緯がわかればお尋ねしたい。

○岸浪委員長 佐藤議事調査課主幹。

○佐藤議事調査課主幹 本市において、付議事件についてのみ、委員会の中でできるものと、それから、その他については任意の協議会の中でやるということで、はっきりそこを区別し、長い歴史の中でやっている。いつからということについては、部会というのは大分昔から存在していた。長い歴史の中では、確かに委員会の中でそういったことをやっていたこともあったが、やはり、そういったことはきちっと整理しようという中で、今のような形になっている。

○岸浪委員長 今村議事調査課主幹。

○今村議事調査課主幹 補足するが、本市議会は会議規則をきっちり解釈しており、所管に関する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。それというのは、例が適切かどうか分からないが、建設委員会でBRTが問題になって、それについて特化してやろうと委員会の中で決めたとする。それを特別委員会の付議事件みたいな形で、BRTの調査をしようということを委員会の中で決めて、委員会で独自にそれを特別委員会の付議事件と同じような形で持つ。それで、もし定例会会期中に調査が終わらなかったら、本会議に申し入れて、継続調査の承認を委員長名で出して、本会議で議決されて、閉会中も活動できるようにする。それがもともとのここで

いう会議規則上の意味ということで、相模原市議会は何でもありということではなくて、その辺をきっちり分けて整理して、調査に当たらないものについては部会という形でフレキシブルにやってきたというのが長い経験の中でのいきさつで、他市でやっている部分については、根拠があってそういうことをやっているかどうか、その辺はわからないが、相模原市の所管事項の調査については、そういったことで、はっきり分けてやっていたというのは事実である。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 きっちりと分けてやろうということはわかったが、もう少し突っ込むと、ごっちゃにした場合の弊害とか、何かそういうことが考えられていたのか。

○岸浪委員長 ごっちゃというのは委員会としてやった場合か。

○藤井委員 常任委員会の中で、付議事件も、そうでない一般的なものも含めてやることが弊害をもたらすということか。

○岸浪委員長 過去にあったのかも含めて何か。

今村議事調査課主幹。

○今村議事調査課主幹 弊害というより、やはり、ルールという部分だと思う。議会だからといって何でもできるわけではない、やはり、その辺のルールづけが、きっちりされていたのだと思う。また、委員会の中でそういう疑問なり何なりが出た場合、議員として本会議の一般質問ですることでもできるし、委員会の場でなければできないということではないので、そういった形で、何でもありというということではやってこなかったというふうには理解している。

○岸浪委員長 いいか。

共産党。

○藤井委員 そういうことを踏まえた上で、今日的にどう考えるかというのは、やはり、この機会に、よく議論した方がいいのではないかと思います。

○岸浪委員長 公明党あるいは新政クラブから、きょうの段階ではちょっと整理が難しい、相模原市の常任委員会あるいは部会のあり方もトータル的に、もう少し議論を深めていった方がいいのではないかという話が

あった。正副委員長の気持ちでは、きょう、ある程度、方向性を出して、細かいところについては新しい体制と考えていたが、もう少し時間が必要という感じがした。過去の経緯の中で、確かにそういうことがあったと思うが、議会主導の委員会を想定して、これからいろいろなことを考えていかなければいけない部分も、今回の議論の中で出たと思う。そういう意味では、非常にいい議論をしてもらったと思っている。皆さんの理解をもらえれば、新体制に引き継ぐ形にさせてもらえればと思うが、何か意見があるか。

地方自治法の改正で、部会を規則の中に位置づけるか否かというところから議論がスタートした中で、部会と常任委員会、今までは常に連動している、相互に関連性があるということで、常任委員会のあり方にも影響してくるということが一つ。

もう一つは、閉会中の常任委員会のあり方、もう少しフレキシブルに、即効性、機動力のある常任委員会の開催も意識して、議会主導の常任委員会のあるべき姿も求めながら議論してきたということで整理させてもらいながら、新しい体制に引き継ぐということでいかがか。

では、そこまで確認させてもらった。

休憩する。

午後 2 時 2 0 分 休憩

午後 2 時 4 0 分 開議

○岸浪委員長 再開する。

◇○◇

議場への国旗・市旗の掲揚について

○岸浪委員長 議場への国旗・市旗の掲揚についてを議題とする。

前回の議事に引き続き、協議をお願いするが、まず最初に、市民連合から持ち帰りになっていた部分について報告してもらい、議論に入っていきたいと思う。

市民連合。

○森委員 会派に持ち帰って議論して、前回も話したが、少し理由づ

けをして報告していきたいと思う。

まず、掲揚することについて、既に陳情採択をしているので、時期と方法についての議論をずっとしているが、形式としては、前回話した内容と同じで、できればポール形式にしてほしい。その理由は、既に1年前に調査しているが、政令市14市中11市、8割がポール形式になっていることと、広げて掲げるということではなくて垂れ下げた形の方が、少しでも情動的に配慮できるのではないかということも含めて、ポール形式で議長席の後ろに両サイドに分けて掲げてはどうかということを提起したい。

○岸浪委員長 今の報告も踏まえながら、引き続き議論をしてもらいたいが、いかがか。

新政クラブ。

○阿部委員 新政クラブは、この議論を通して、パネルみたいな形で議長後ろの大理石に張り出す形が一番いいのではないかという提案をしている。ポールという意見もあるということで、会派でも検討を続けてきたが、やはり、本市の議場の形とか、国旗を掲揚しようという議論の中で、国旗という言葉の持つイメージとか、私たちの共通認識は、やはり、パネルで張り出すのが一番いいという形は変わっていない。ただし、相模原市議会の議場の中を見てきたときに、議長後ろの大理石がすごく立派で、あそこに物をかけて、見た目等でというものがもしあれば、大理石の位置にこだわるものではないというふうに、少し考え方は変わってきている。そうした場合、前回、民主クラブから提案があったが、天井から下り下げるような形になるのかという状況だが、インターネットとか議会中継用のカメラもあるので、位置等の調整があると思う。実際の掲揚に当たっては、パネルで我々から向かって議場正面に掲揚できるのであれば、詳細はこだわらない。スケジュールとしては、ぜひ6月議会から、本日、このメンバーでスケジュールを確認して、詳細は、後日、多少の変更とか、実際いろいろあると思うので、こだわらない部分もあるので、パネルで前面に張るという意見である。

○岸浪委員長 今、市民連合、新政クラブから、検討内容、一部、前回の協議とはちょっと違った形で報告をもらったが、それを踏まえて、ほかの会派の皆さん、いかがか。

1 つは、スケジュールの問題が出されて、6 月議会からという話もあったが、つり下げるとなると、工事を行うことも含めて、6 月議会の頭は非常に難しくなると想定できるが、それはやり方次第かもしれない。それだけ前面に出て議論というふうにはいかない部分もあるかもしれないが、ほかの会派の皆さんからも意見を出してもらえれば。

民主クラブ。

○大沢委員 前回、私どもは、パネルで天井からつるすことを提案した。新政クラブから、空調の問題ということもあって、実際、議場をもう一度見たりした。空調に関しては影響があるかどうかはわからないから、そこら辺を明確にした中で、今のところは、そういうような方法で提案したい。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 新政クラブから時期も含めての話があったが、時期については今委員長が言ったような形で——とはいえ、これまでの議論の経過があるので、まとまるのであれば、新政クラブが言ったような形で進めてもいいのかなと。

場所については、当初、私どもは、物理的にあいているのはどこかということでポールという考え方もあると言ったが、いろいろと検討した結果、後ろの大理石のところに広げて掲揚することができるのであれば、そういう考え方も含めて議論を進めていくことはよしとするという考え方を示したが、先ほど新政クラブから、大理石に対しての考え方や、あと、つり下げるとなると、カメラの位置というところまでの議論があると、正直、そこまで位置的なものも含めた検討までいっていないので、もし、そういうことも含めての議論がこの後進むようであれば、正直なところ、もう一度議場を確認したいという気持ちもある。

○岸浪委員長 創史会。

○古内委員 うちの会派は、前回話したとおり、掲揚するにしても、なるべくだったら張り出してほしいということで、大理石に張りつけるか、理事者の後ろ側の壁につけるか。また、ポールという意見も出ているが、なるべくなら広げて張ってもらいたいということで会派ではまとまっている。

○岸浪委員長　　今、新政クラブから、大理石にパネルで張るという意見から、議場の雰囲気は損なわないようにするという考え方で、大理石ではなくて、別なところに掲揚するという話が出された。あとは大きく変化はないような気はしたが、公明党も、大理石の関係については、新政クラブの考え方はある程度理解できるという意思表示があったように理解した。民主クラブの空調の関係は、技術的にはピアノ線で下を引っ張れば対応できると思う。公明党から、カメラの位置を確認したいという意見もあった。それらも踏まえて、何か意見があったらお願いします。――

それでは、今、公明党から、カメラの位置等も含めて確認したいという話があったので、了解してもらえれば、ここで休憩をとって、確認する会派があれば、議場に入って確認してもらって、再度、意見を出してもらう形にしたいと思うが、いかがか。――

では、休憩する。

午後２時５５分　休憩

午後３時１５分　開議

○岸浪委員長　　再開する。

議場に入って、今までの各会派のいろいろな意見を想定しながら、より現実的なもの、今は空調、カメラの問題があったが、それを踏まえて、何か意見があるか。

カメラの位置を逃げてやるとすると、余りにサイドに行って、全体的なバランスというか、センスがない議場になるという声も一部あったが、それらを踏まえて、何か意見、発言があったらお願いします。

市民連合。

○森委員　　場所の確認をしたが、改めて、議長席からそう遠くないということで、両サイドバランスよくという意味では、ポールで垂れ下げた方がいいということと、私どもの会派は、なるべく見たくないという人の心情にも配慮して提案しているので、否定的な会派の皆さんも含めて、そういったところも前向きにとらえてもらえればと思っている。

○岸浪委員長　　公明党、休憩前に確認という話があったが、いかがか。

○加藤委員　　会派としては、広げて掲揚するとしたらどうかというこ

とで、大理石を活用できればということは十分検討したが、大理石は大理石として生かすという考え方もあるとして、技術的な部分で、今改めて見て、大理石のところに物理的に何か施すことが可能かどうかという問題点も確認した。つるす案が出たことについて、位置的な部分を今確認したら、カメラや空調あるいはスピーカーを回避して設置するとなると、左右に開き過ぎてバランス的にどうかと考える。ここに穴をあけたらこうだということまでの技術的な考え方に立って、掲揚の仕方を考えることができない部分がありながらの検討だったから、今改めて見て、例えば、広げて掲揚するのもどういうふうにすればできるのか、この確認がまた必要かなと、難しい部分もあるのかという印象は受けた。今、市民連合から意見のあった点については、それぞれの会派の皆さんの意見も踏まえて、すべてがノーということではない考え方で議論を進めていってもいいと思う。

○岸浪委員長 空調の関係があったが、民主クラブ、いかがか。

○大沢委員 私どもでは、基本的には広げてという考えということで話したが、国旗を掲げたくないという会派の気持ちも尊重していかなければならないという意見も出ているので、100%そうしなければならないというのではなく、皆さんの話し合いの中で、妥協というか、折れるところは折れていかなくてはいけない部分もあるのではないかとということで、議運に任せられているので、これからの皆さんの意見の方向で、検討も含めて出したいと思う。

○岸浪委員長 創史会。

○古内委員 今までの話の中で、うちでも、広げて張り出す、またはポールという意見が出た中で、本来であれば広げて張り出した方がいいという意見だったが、心情的なものを考えて、ポールでもいいと思っている。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○阿部委員 市民連合から、いろいろな会派の意見に配慮してポールの方がという話があったが、ポールにすればいいが、前に張り出すのは嫌という話ではなかったと記憶している。やはり、もっと本質的なというか、根の深いものを乗り越えて、ずっと議論してきたと記憶しているので、ポールにしたらするというようなものではないという認識でいる。ただ、一方で、そういう議論も踏まえて、やはり、みんなで決めた方向性を実現し

ていくということは、当初より主張しているようにやっていかなければいけないということで、やる以上は、当然、ずっと主張しているように、前方に張り出すというところは変わらない。ただ、議場もゼロから設定するわけでもないし、さまざまな形で、皆さんで、これが一番いいという形がどうなのかという議論をしているので、合意というか、実現できる形にこれが一番近いという話は、こちらも一緒に検討したいと思うし、それがポールなのか、また、ポールであればどういう形なのかというのも出てくると思うが、当然、結論を出す時期に来ていると思っているので、ポールでやるのが一番いいという皆さんの意見であれば、新政クラブもポール式で検討していくことは可能である。あと、最初に時期の話をしたが、委員長から技術的に無理とか、そういうのは当然わかるが、技術的にここはできないとか、こうした方がという細かい話はあると思うが、ポールで議長席の近くにやるということであれば、やはり、きょうじゅうには結論を得るべきだと思うし、それが6月議会からできるという話であれば、当然そこまで決めてもらいたいということは変わらない。

○岸浪委員長 本会議場に入って、今までペンディングになっている部分も、ある程度クリアになってきた。それを踏まえて、今、各会派の意見を出してもらった。

共産党と無所属クラブ、何か発言があったら。

共産党。

○藤井委員 私どもは最後まで、これは多数決で決めることではないということで、やめてもらいたいという思いを貫きたいと思っている。そういうグループがこの議会にいるという存在を示して、皆さんにも考えてもらいたいという思いである。

○岸浪委員長 各会派それぞれの意見が出されて、公明党、民主クラブは、ほかの意見を踏まえて議論にという話があったし、創史会も、基本的には広げてということだったが、皆さんの合意が得られればポールという話も出てきたし、新政クラブも、基本的に前面に張り出すということ是不変変わらないが、皆さんの合意の中で、実現可能であれば、検討するに値するというので、6月議会からという話だった。ここでお互いに議論しても、多分、同じような条件なので、また少し時間をもらって、今の議論を

踏まえて、民主クラブと公明党と新政クラブ、それぞれもう一度検討して、再度集まってもらうというふうに皆さんの理解をもらえればそうしたいと思うがいいか。――

休憩する。

午後 3 時 3 0 分 休憩

午後 3 時 5 0 分 開議

○岸浪委員長 再開する。

協議を続ける。新政クラブから願います。

○阿部委員 会派の中でいろいろな意見があるし、前面にやりたい気持ちも持っているが、議会としてまとまるのであれば、それが一番いいという議運の協議の結果であれば、ポールを使用して議長席の近くに国旗と市旗を掲揚する方法でもいいという結論である。ただ、合意に至った以上は、一番近くの 6 月議会の冒頭からできるように、物を用意したりとか、工事とかもあるのかどうか分からないが、その辺の細かいところまでは、こちらでどうこうというのはないので、事務的な作業はすぐ進めてもらって、最終的な確認はさせてもらわないと困るが、ポールを使って議長席の近くに掲揚する形で、6 月議会から進めてもらえればと思う。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 私どもの会派としては、基本は広げてやれればということ踏まえて議論してきたが、先ほど議場を見て、つるすことについてのさまざまな課題とか、大理石を使っの技術的な部分に困難性があるということ踏まえた中で、では、ポールにして、どの位置にどうこうということまでは検討していないが、それぞれの会派で合意形成ができるのであれば、ポールという形でもいいという考え方である。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○大沢委員 私どもも、広げてということで話し合ってきた。やはり、議場に国旗を掲揚したくない会派もある中で、話し合いでポールの設置の方がいいということであれば、民主クラブもそれに同意してもいいという考えでいる。

○岸浪委員長 創史会は先ほどポールでもという話があったので、長

い間協議してきたが、全体の流れの中では、議長席の後ろにポールで掲揚するというのが、ほぼ統一的な内容かと思う。きょう、そういうことで確認してもらえれば、今のような取りまとめの中で、6月議会を目指して設置するということで確認したいと思うが、いかがか。――

意見がないので、この問題については大分長いこと協議してもらったが、今確認した内容で取りまとめたいと思う。なお、6月までに議会事務局と管財課と調整するのだろうと思う。特段大きな問題はないと思うが、掲揚にかかわる新たな課題等が出た場合は、新しい体制でやってもらう。基本的には掲揚するということで確認したいと思う。

続いて、先ほど、全協の会議規則の一部改正ということで、イメージ的にどういう形になるかということで、事務局に素案をつくってもらった。今配っているが、議事調査課長から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 会議規則の一部改正ということで、先ほど、全員協議会の目的を確認した。この目的は、第150条の中から規定されている別表で表現している。150条については、一般的な標準会議規則である。若干読ませてもらうと、本市議会の会議規則上は、第7章に「協議又は調整を行うための場」ということを規定するようになる。協議又は調整を行うための場で、第150条で、「法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。」。

これが別表で、別表第150条関係で、先ほど確認してもらった名称としては全員協議会、目的としては、市政等に関する重要案件の協議、構成員は全議員、招集権者は議長である。2項、3項、4項については省略する。点線の中については、今後、文言とか表記を整理する作業が出てくるかもしれないので、確定ではないので、参考までということでお願いしたい。

○岸浪委員長 現行の第7章は議員の派遣になっており、これが入り込むと繰り下がって行って、第8章が議員の派遣、第9章が附則という流れになる。

それから、破線の中の文言の整理等については、もう少し時間をもらっ

て、きちんと精査する形で新しい体制に引き継ぐことにしたいと思う。い
いか。

無所属クラブ。

○東條委員 第7章に入れ込むという提案があるが、どこというのは、
基本的に法律とか条文、条例とかで大体決まっているのか。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 基本的には、標準会議規則というものがあって、
そこに示された部分で、その市議会に必要な必要でないかということで、
いろいろな条文について整理している。第7章第150条が議員の派遣に
なっているが、第7章に、この協議又は調整を行うための場を一つの章と
して入れ込もうというのが標準会議規則のつくりである。それに倣って、
本市においてもこのようにするということである。

○岸浪委員長 いいか。――

では、確認してもらった。

—————◇○◇—————

その他

○岸浪委員長 そのほか、何か発言があったらお願いします。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 5月臨時会のときに、任期が1年なので、常任
委員会の委員の構成が変わる。また、この構成表を出す、ここに掲げて
ある写真については、皆様から提出してもらっている選挙のときの写真を
使わせてもらうということで了解をもらっている。もし、こちらの写真以
外の写真を掲載したいという方がいれば、13日までに事務局に申し出て
もらいたい。本来なら5月臨時会のときに話をさせてもらえればいいが、
時間がないので、本日、そのような話をさせてもらった。

○岸浪委員長 いいか。――

では、よろしくお願いします。

ほかに。――

それでは、次回の議会運営委員会は、5月13日午前9時30分から開
会する。

以上をもって議会運営委員会を閉会する。

午後 4 時 0 3 分 閉会